

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

予 算 特 別 委 員 会 会 議 録 （ 8 ） （ 29. 1 定 ）			
日 時	平成 2 9 年 4 月 2 1 日 （ 金 ）	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 3 時 5 2 分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	継 続 審 査 案 件		
出 席 委 員	前田委員長、酒井（隆裕）副委員長、・松田・斉藤・酒井（隆行）・濱本・面野・佐々木・小貫各委員		
説 明 員	市長、副市長、総務部長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。			
委員長			
署名員			
署名員			
書 記			

～会議の概要～

○委員長

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に松田委員、佐々木委員を御指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。秋元委員が松田委員に、林下委員が佐々木委員に、新谷委員が小貫委員にそれぞれ交代いたしております。

継続審査案件を議題といたします。

これより総合的な計画の策定等に関する条例案に関する質疑に入ります。

なお、本日の順序は共産党、民進党、自民党、公明党の順といたします。

共産党。

○酒井（隆裕）委員

◎総合的な計画の策定等に関する条例案について

議案第24号総合的な計画の策定等に関する条例案について、質疑を行います。

まず、既に資料として提出されております次期小樽市総合計画策定の基本方針についてであります。

3 ページの策定体制におきまして議会とのかかわりについて示されておりますが、内容を読み上げていただけますか。

○（総務）企画政策室品川主幹

申し上げます。「基本構想は、議案として提出し、議会の審議および議決を経て決定します。また、策定の各段階において、議会に進捗状況を報告し、議会の意見を踏まえた上で、総合計画を策定していくものとします。」

○酒井（隆裕）委員

今読み上げていただいたとおり、策定の各段階におきまして議会に進捗状況を報告するということがあります。資料の 4 ページにも 6 番、策定スケジュール（予定）として示されておりますけれども、いつ報告されるおつもりなのか、お伺いいたします。

○（総務）企画政策室品川主幹

まず、報告の予定といたしましては、計画の作成のスケジュール進捗状況にもよりますけれども、現時点の予定としましては、審議会への諮問ができる状態となった基本構想の原案を平成29年第4回定例会で報告する予定であります。そして、基本計画につきましては、その後作業を進めまして、同じく基本計画を審議会に諮問できる状態となっております基本計画の案、こちらを現時点では30年第3回定例会で報告する予定であります。

○酒井（隆裕）委員

平成29年第4回定例会と30年第3回定例会とそれぞれ示されたわけですが、何回程度報告されるおつもりなのか、お伺いいたします。

○（総務）企画政策室品川主幹

今申し上げた平成29年第4回定例会と30年第3回定例会の総務常任委員会への報告を予定しておりますので、まず、こちらで2回、その他にも、進捗状況をできるだけ、今の想定としました定例会ごとに進捗状況を報告してまいりたいと考えております。

○酒井（隆裕）委員

現行の第6次総合計画の基本構想部分の審議会は分科会含めて24回行いました。基本計画部分では延べ7回行われたというふうに答弁されているわけです。策定の各段階で進捗状況が報告されると。定例会ごとにできるだけ行っていくということを先ほど答弁されたわけですが、結局のところ、公開の場所で報告されるのは、各定例会

の議案として乗っかる場合には予算特別委員会になると思うのですが、それ以外は、先ほど御答弁されたように、総務常任委員会にとどまるのではないかというふうに思いますけども、いかがでしょうか。

○（総務）企画政策室品川主幹

委員がおっしゃるとおり、報告するのは総務常任委員会を想定しておりますけれども、基本構想の原案なり基本計画の案なり、その状態は、総務常任委員にとどまらず、議員の皆様にも報告ということも考えてございます。

○酒井（隆裕）委員

次に、議会の意見を踏まえた上で策定していくというふうにしていますけども、例えば、審議会の答申と異なる意見が議会から出されたという場合におきまして、議会の意見が反映されるという担保があるのか、それについて伺いたいします。

○（総務）企画政策室長

担保があるのかという御質問でございますけども、審議会の答申イコール市の決定ということでございませんで、答申後にもし議会から出された意見がございましたら、その決定する前の段階で検討させていただきたいと思っておりますが、その場合、全てが担保されたということにはならないかもしれませんが、一応そういう協議の検討をさせていただく場はあるというふうに考えてございます。

○酒井（隆裕）委員

これについては、もうこれ以上聞きません。

次に、組織構成について伺います。本市にはそれぞれ法律や条例、規則等で規定された審議会が70以上あるわけでありまして。今回問題となっている議案となっているのは総合計画審議会でありますけども、現行の組織構成を示していただけますか。

○（総務）企画政策室品川主幹

現行と申しますのは第6次総合計画策定時ということでよろしいでしょうか。第6次総合計画策定時の審議会構成としましては、市議会議員が5名、民間諸団体の代表者が16名、学識経験者が2名、関係行政機関の職員が2名、市長が必要と認めた者という枠組みですけれども、市民公募委員が4名、計29名の体制でした。

○酒井（隆裕）委員

それでは、先ほど第6次のということで示されていますけども、今答弁したのと同様に、第4次、第5次ではどうだったのか、御答弁いただけますでしょうか。

○（総務）企画政策室品川主幹

第4次が30名、第5次も30名でございました。

○酒井（隆裕）委員

中身ですね。市議会議員が何名、民間諸団体が何名、学識経験者が何名という形で、余り変わりが無いのであれば変わりはないという御答弁でも結構ですが、いかがでしょうか。

○（総務）企画政策室品川主幹

21世紀プラン、第5次の構成を見ましても、おおむね同じような構成となっております。新総合計画、第4次につきましても、おおむね同様の構成となっております。

○酒井（隆裕）委員

それでは、次期総合計画の審議会についてでありますけれども、今回、市議会議員を外すということが出されたわけでありまして、今回これを外すとして、それぞれ何名ぐらいというふうにお考えなのか、お答え願えますでしょうか。

○（総務）企画政策室品川主幹

実際の委嘱ですね。人選というのはこれからの検討課題ということになりますけれども、まちづくりにかかわる

方々から幅広く御意見を伺えるように、各界、各区分からバランスよくと考えておりまして、ただ、市民参加の部分、今回改めて 1 号を明記したということもございますし、自治基本条例で市民参加を促進していくということもうたっておりますので、その部分は多少ふやすというようなことは想定しているところでございます。

○酒井（隆裕）委員

ここで、市民公募の部分、第 6 次では市長が必要と認めた者というところで、これまでも市民公募から選出されるというふうになっているわけでありまして。まちづくりエントリー制度との関係でお伺いしますが、全てエントリー制度から入れる形になるのか、それとも、一定人数は、今回の総合計画だけの市民公募という形になるのか、その辺についての考え方というのは、今のところ決まっているのでしょうか。

○（総務）企画政策室品川主幹

まだ決定はしておりませんが、市民公募とエントリー制度、こちら両方を活用していくことも検討していきたいと考えております。

○酒井（隆裕）委員

今回、市議会議員を審議会委員の対象外とする条例案が提案されていますけれども、この根拠について、審議会に議員が加わることは適当ではないというような 64 年前の行政実例を示され、さらに、道内主要 10 市で市議会議員が委員になっているのは小樽市だけということを根拠とされております。しかし、ここで伺いたいのは、これまで市議会議員が審議会委員になったことで何か問題が生じたことはあったのかどうか、伺います。

○（総務）企画政策室品川主幹

把握している範囲では、特段問題があったということは聞いてございません。

○酒井（隆裕）委員

それでは、市議会議員を審議会委員の対象外とすることによる行政上のメリットはどのようなものがあるのでしょうか。

○（総務）企画政策室品川主幹

明確な特定のメリットというものは、今は特段考えられないですが、行政実例上、違法ではないが適当でないとされている状態が解消されるという、適切な取り扱いになるのかなというふうに考えてございます。

○酒井（隆裕）委員

今までの答弁の繰り返しだと思います。

道内主要 10 市で市議会議員が委員となっているのは小樽市だけだとしていますけれども、道内他都市でも市議会議員が委員となっている例は多数あるわけでありまして。道外でも同様です。幾つかホームページ上などでも拝見させていただきましたけれども、東京などでも市議会議員が委員になっているところ、なっていないところ、それぞれあるようです。それぞれの自治体による実情だというふうに思います。

ここで、委員の構成を大きく変えるということでありまして。そうであれば、例えば、基本構想、そして、基本計画、小樽市はそれぞれ諮問事項となっている。これをどうするかという問題があります。それから、2 層構造、今回、2 層構造でということになりましたし、基本計画を 10 年で、5 年後、見直しという、これについても、本当にそれでよろしいのかどうかということもあります。そもそも、総合計画策定の方針そのものがどうあるべきかということも十分議論されなければならないことだと思います。このような制度設計をすることを抜きにして、ただ市議会議員を今回から審議会委員から外すという議案を提出されたというのは、私は余りにも乱暴なやり方だと思いますけれども、いかがでしょうか。

○（総務）企画政策室品川主幹

まず、総合計画の策定方針につきましては、本来は平成 28 年第 4 回定例会の総務常任委員会で報告する予定だったのですが、それがかなわなかったということで、その後、各会派の総務常任委員の方に説明をしていたところで

ございます。そこで、議論が不十分ではないのかということだと思いますけれども、そういった面は否めないかもしれませんが、そういった説明をしていたことで、こちらとしてはおおむねの御理解はいただいたものと認識しております。

本来は、確かに、全体的にもう少し詰めたところだというお考えもあろうかと思いますが、こちらとしては、いろいろ庁内で検討して、全体的に妥当であろうということで考えて、今回、提案させていただいたものですので、乱暴なやり方とまでは考えていないところでございます。

○小貫委員

◎総合的な計画の策定等に関する条例案について

まず、内容についてですが、いただいた資料の 3 ページに、2 層構造の基本計画の見直し、これは 5 年後に行うというふうに書いてあるのですが、この見直しについては、策定審議会を改めて開いて諮問するのかどうか、この辺はいかがですか。

○（総務）企画政策室品川主幹

5 年後に見直しを予定しているということでございますけれども、条例案でも、基本計画の一部見直しの際には審議会に諮問することができるという形になっておりまして、そういった、今のところのスケジュールでは 5 年後の見直しを予定しておりますが、その際に、その時点の状況に応じて、それなりの見直しが必要だということであれば、そのときに改めて審議会を立ち上げて諮問するということも想定しているところでございます。

○小貫委員

ただ、その判断は、条例案上、市長が判断する、要は市長部局で判断することになると思うのですが、見直しがやはり必要かどうかという判断も含めて策定審議会にかけたほうがいいのではないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○（総務）企画政策室品川主幹

策定審議会は、あくまで計画を策定するときの計画の案について外部の目を取り入れるということで諮問するものでございますので、その後の進捗管理においては、主に市で、例えば生活指標などに基づいて進捗管理を行っていきたいと考えておりまして、見直しがどれだけ必要なのかといったことは、策定時の審議会ではなくて、市で行うべきものと考えております。

○小貫委員

ただ、市民の意見を聞くために策定審議会で議論して、基本計画の答申を受けておきながら、見直しをかけるときは市の判断ですよというのは、少々いただけないかなと思うのです。だから、せめてその扱いについて、策定時の策定審議会では、見直しについて策定審議会との関係のあり方というのをきちんと議論するということはしたほうがいいのではないですか。

○（総務）企画政策室品川主幹

策定時に審議会に諮ったときに、そういう今後の進捗についてはどうするのか、見直しのときにまた審議会を立ち上げたほうがいいのではないかといった議論が出てくるところでございまして、もし、その策定時の審議会の議論の中で、5 年後は必ず審議会を立ち上げるべきではないのかといった意見が出てきた場合には、それを尊重する必要があるのかなと考えているところでございます。

○小貫委員

それでは、少し変えますけれども、まず、自治基本条例があります。この第 20 条、総合的な計画の策定について、何と定められているのか、説明してください。

○（総務）企画政策室品川主幹

自治基本条例第20条第1項を読み上げます。「市は、将来的な展望に立って、市の施策の基本的な方向を総合的に示す計画（以下単に「総合的な計画」といいます。）を策定します。」

○小貫委員

一方で、今回の条例案第4条についてはどうでしょうか。

○（総務）企画政策室品川主幹

条例案第4条です。「市長は、総合的かつ計画的な市政の運営を図るため、総合計画を策定しなければならない。」

○小貫委員

それでは、もう一つ、改正前の旧地方自治法上の基本構想の定めについてはどうなっていたか。

○（総務）企画政策室品川主幹

平成23年、改正前の地方自治法第2条第4項でございます。「市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない。」であります。

○小貫委員

今読み上げてもらったように、もともと地方自治法上は市町村が定めると。小樽市では小樽市が定めるという話でした。それを受けて、自治基本条例でも最初に述べられたように、市が策定するというふうになっています。ところが、今回の条例案では、市長は計画を策定しなければならないと、主語が変わっているわけですよね。これについて、どのような違いがあって今回の条例案の表現を選択したのか、説明してください。

○（総務）企画政策室品川主幹

まず、自治基本条例の「市は」という表現でございますけれども、自治基本条例は、市、議会、市民という三者を主体として語っている条例でございますので、自治基本条例で市といっているのは、主に執行機関という意味合いで用いられているというところでございますので、条例案第4条とは整合しているという部分でございます。

次に、改正前の地方自治法では、確かに市町村というふうに、団体全体ということであつたわけでしたけれども、ここでいうのは、基本構想、議決部分のみの規定ですので、この部分は、恐らくですけれども、議決を経ることによって、執行機関だけではなくて小樽市全体の団体意思となる、市町村全体の団体意思となるという部分で、市町村という表現をしていたものと思われまふ。これに対して、条例案で市長が策定するということになっているのは、そういった議決を経た基本構想も含めて、議決以外の部分も含めて総合計画全体として策定するというのは、これは市長であろうということで、市長が策定するという言葉を選択したものでございます。

○小貫委員

自治基本条例上、執行機関として述べたのだという話でしたけれども、ほかの法律を少し拾ってみますと、都市計画法では、第15条で、「次に掲げる都市計画は都道府県が、その他の都市計画は市町村が定める。」と、ここでも計画は市町村が定めると。港湾法はどうかといえば、港湾管理者が港湾計画を定めるとなっているのですけれども、ここの港湾管理者というのは何を指すかというところで、港湾局や地方公共団体というふうになっているんですよ。やはり、あくまでも計画を策定するというのは、市という各地方自治体という位置づけがあると私は思っているのですけれども、これらの法律との関係で、今回の表現をどのように考えているのか、説明してください。

○（総務）企画政策室品川主幹

申しわけございません。他の法律との関係につきましては、そこまで、今、調べがつかないところでございますけれども、今回の総合計画の条例案につきましては、市の最上位計画という重要性から、基本構想は議決をいただくと、議決を経てという形になってございますけれども、基本的には行政が行うべき、なすべきことを計画するものということですので、策定主体としては市長というのが適切ではないかと考えたところでございます。

○小貫委員

次に、議会との関係に移りますけれども、今回の審議会の委員の関係で、一つに行政実例があると。二つ目に、道内主要10市での審議会には議員が入っていないと、こういうことですが、道内主要10市の審議会に議員が加わっていないというのがいつの時期か、最近なのかどうか、説明してください。

○（総務）企画政策室品川主幹

あくまでわかる範囲ということで聞き取りを行ったものでございますけれども、その範囲内におきましては、札幌市が以前は審議会に議員も加わっていたということが確認できました。ただし、平成10年に附属機関委員についての全庁的な要綱を定めまして、その後、11年に、この要綱に基づきまして、総合計画の審議会条例を改正し、議員は含まれなくなったということを札幌市からは伺いました。そのほかの市については、聞き取った範囲内におきましては、もともと含まれていないと。または、含まれていたとしても、いつ入らないことになったのかはわからないという回答でございました。

○小貫委員

わかる範囲だと、札幌市を除いて、もともと審議会に議員が加わっていないだろうという話ですけれども、小樽市の場合、昭和28年の行政実例があったけれども、41年の市町村計画の策定方法に関する研究報告書に基づいて52年に条例をつくったと。それで審議会委員に議員を加えたということですよね。ところが、他都市ではもうそうではなかったと。他都市で審議会委員に議員が加わっていない時期というのは明確ではないのですけれども、議員が加わっていないというのは今に始まったことではないわけですよね、話を聞いていけば。札幌市でも平成11年だと。だから、19年の今の第6次のときは、もう既に外れていたのだと。何で今さらなんだというところですが、なぜこの第7次という次期総合計画という時期に今決定したのか、これについてはどうでしょうか。

○（総務）企画政策室品川主幹

昭和52年度の現行の審議会条例を策定した時点で、41年のいわゆる研究報告、これがどれだけ影響したのかというところまではわかりかねます。そのときには、その時々考えがあって加えたものであろうというふうには考えてございます。確かに、道内他都市を参考にとというのは今回の話でございますけれども、なぜこのタイミングかということにつきましては、一つの契機としましては、平成26年に施行されました地方分権に係る国の第3次一括法、こちらで一部の附属機関の委員の資格要件が法律上廃止されて、各自治体の判断に委ねられることとなったと。こういったものも一つの契機としまして、改めて行政実例の原則論に沿った取り扱いとすべきではないかという考え方がクローズアップされてきたということで、そこで、今回、道内主要都市の例も改めて調べ直したところ、道内主要都市においては、総合計画の審議会には議員は加わっていないという状況であったということで、こちらも判断材料の一つとさせていただいたところでございます。

○小貫委員

平成26年の第3次一括法という話もあったのですけれども、そうしたら、これで、総合計画の基本構想の審議会の話が名指しであったのかどうかというのがまず一つ疑問なのと、もともとこの第3次一括法で自治体の判断に委ねられたという話でしたけども、もともと審議会の条例というのは自治体の判断に委ねられていたわけですから、なぜそれが根拠になったのかというのは少々根拠としては薄弱ではないかと考えますが、いかがですか。

○（総務）企画政策室品川主幹

総合計画に特定して、外すべきではないかとか、議員を入れないほうがいいのではないかと、そういった特段の根拠があるわけではございませんが、こういった平成26年の一部の附属機関ですね。総合計画につきましては、もともと総合計画の審議会につきましては法の根拠があるわけではなくて、各自治体の判断だったというものでしたのですけれども、26年の第3次一括法では、済みません、今、資料が手元にございませんが、もともと法で議員が附属機関に定められていたというのが外れたという状況もありまして、直接的に総合計画に影響するというもの

のではないですけれども、そういった状況も一つのきっかけとなって、附属機関の委員就任について、これは考え直すきっかけになったというものでございます。ですから、委員おっしゃるとおり、根拠としては、直接総合計画の委員の見直しをしたものではございません。

○小貫委員

それで、道内主要10市という話をもう少し聞きたいのですけれども、この10市の中で、議会への報告や議会での議論の保障など、議会との関係ではどうなっているのか、説明してください。

○（総務）企画政策室品川主幹

こちらも済みません、わかる範囲でということでお答えをさせていただきますと、本市と同じように、今、こちらで今回提案している内容と同じように、総務常任委員会の位置づけのところに報告するということもあれば、特別委員会を設置して審議したということもございます。さらに、特別委員会につきましては、旭川市、帯広市、江別市が議決対象にある基本構想以外の部分も含めて特別委員会で審議していたようでございます。北見市につきましては、本市も第6次のときに、基本構想の原案について予算及び基本構想特別委員会という形で集中審議をしておりましたけれども、北見市は、本市と同じような意味合いになるかと思えますけれども、基本構想について特別委員会で審議したという経過を聞いてございます。

○小貫委員

帯広市、旭川市、江別市などで特別委員会を設置しているという話ですが、この開催期間や回数などはどうでしょうか。

○（総務）企画政策室品川主幹

帯広市については、申しわけありません、回数は確認できておりませんが、旭川市、江別市におきましては13回というふうに聞いてございます。

（「期間は」と呼ぶ者あり）

期間はおおむね5カ月程度でございます。5カ月程度で計13回ということでございます。

○小貫委員

先ほどの酒井隆裕委員への答弁では、平成29年4月の基本構想の諮問から、そこからその都度総務常任委員会に報告していくつもりだと、定例会ごとという言い方をしていましたけれども、そうすると、5回程度しか小樽市の場合は想定をしていないというような話になると思いますが、それが、実際に審議会に入っているのだったら、その関係でも議論できると思うのです。ただ、今回、審議会から外れる場合、他都市ではどうやっているかと今聞いたら、5カ月間で13回だという話ですよ。これが今の小樽市の中で可能なかどうかという問題が出てくると思います。策定審議会で議員が外れた場合、やはり審議の保障というのを我々は最大限求めていくことになります。最大限保障をするとすると、策定委員会と策定委員会の間に必ず委員会、総務常任委員会になるか特別委員会になるかは議会の判断ですけれども、開くということを求めるという話になれば、1カ月に2回とか3回、こういう回数委員会を開いていくと。提案されているスケジュール、4ページにありますが、基本構想の場合、諮問が11月、答申が3月と。この時期というのは、各原課から予算要求が上がって、予算編成をしていく一番濃い時期になるわけですけれども、そういう時期にこうやって議会との関係で月2回、3回と開いていくこと、これが現実的と考えるかどうか、これについて、いかがですか。

○（総務）企画政策室品川主幹

現実的かと言われると、今お示ししているスケジュールでは、特別委員会といったものは、特に定例会の間の特別委員会なりというものは特段想定しておりませんので、現実的かどうかの判断というのは難しいところですが、相当タイトな厳しいスケジュールになるのではないかと思います。

○小貫委員

タイトで厳しいと思いますよ。それ以外にも、予算を獲得するために、原課では一生懸命どうやって市長を説得するかと考えるわけでしょう。そういう時期に議会と対応しないといけないのですから。これはもう大変だと思いますよ。それで、議員を外した場合には、策定審議會の内容を議会に報告するということになると思います。その議論の今度、先ほど酒井隆裕委員も取り上げていましたけども、その議論の中身を今度は審議會に返しますと。議会でこういう議論がありましたと。こうやって策定審議會と議会との間で議論が行き来をすることになります。この間を取り持つのは、そうすると企画政策室ということになると思うのですが、いかがですか。

○（総務）企画政策室長

やはり、今、委員がおっしゃったように、企画政策室でやらざるを得ないといえますか、企画政策室の担当になるというふうに考えてはいます。

○小貫委員

そうやって、今度、策定審議會と議会との間に市長部局、企画政策室が入るということになります。そうすると、議会でも審議會でも、議会で主要な論点はこうでした。策定審議會での主要な論点はこうでしたという報告がそれぞれ来ることになります。それは企画政策室で我々の議論をフィルターにかけるといことになると思うのですが、いかがですか。

○（総務）企画政策室長

それはやり方次第といえますか、我々で議論いただいた内容そのものをお伝えするということにすれば、そういうフィルターにかけるといことにはならないかと思えます。

○小貫委員

しかし、議会での議論というのはそれなりの時間ですよ。その時間を、今度、策定審議會にその都度正確に報告していたら、その議員の意図も含めて、時間が足りないと思います。策定審議會にそんなことをかけていたら間に合わないと思いますけどね。

それで、結論に移りますけれども、総合計画というのは、やはり、自治基本条例でも位置づけられているように、将来的な展望に立ってやっぱり策定するという話なんですよ。だからこそ、どういう計画にするのかというのを議員も含めてよりよいものに練り上げていくと。将来的展望に立って練り上げていくということの体制が必要なのだと。そういうことを述べて、質問を終わります。

○委員長

共産党の質疑を終結いたします。

民進党に移します。

民進党。

○佐々木委員

◎総合的な計画の策定等に関する条例案について

条例案の各条に沿って質問をさせていただきたいと思います。

まず、第2条第2項で総合計画と他の計画との整合性を図ることになっています。私は常々気になっていて、これまで質問させていただいておりましたが、総合計画と総合戦略の関係について少し伺いたいのですけれども、総合計画というのはまちづくりの方向性で、2019年度から2028年度の10年スパンで、そして、読みますと、行政評価と一体となるのだと。現総合戦略はまちづくりの将来像だと。方向性と将来像ですね。それから、2015年度から2019年度まで、これは5年スパンで、市民幸福度、幸福度指標のK P I を使って判断をするというような中身になっています。片や市政運営の総合的指針であり、片やこれは人口減少対策だというふうに言われていますけれども、

内容的にも、それから、時期的にも、2019年度で重なっています。そこで、この二つの関係性について説明いただきたいのと、総合戦略の影響を、1年重なっていることから、大きく受けるのではないかと思いますけれども、御説明をお願いいたします。

○（総務）企画政策室品川主幹

まず、総合戦略と総合計画との関係でございますけれども、総合戦略は、総合戦略の中で、総合計画の基本構想、基本計画を踏まえ効果的に施策を推進するものというふうにしてございます。ですから、総合計画と整合する形で人口対策に資する施策を分野横断的にパッケージングしたものというふうにまず言えます。

次に、総合計画から見た場合、こちらは、本条例案第2条で、総合計画は本市の最上位の計画、そして、市政に関する計画、施策は総合計画との整合性を図ると規定してございますので、基本的には総合戦略も総合計画の中に内包されるものという位置づけとなります。

次に、期間も重なっていることで総合戦略の影響を大きく受けるのかということにつきましては、次期総合計画の内容、こちらは検討していくこととなりますけれども、例えば総合戦略ですとか、また、総合戦略に限らず、そのほかの個別の計画、こういったものの要素を取り込んでいくということも考えられます。

○佐々木委員

第3条のところですが、基本構想と基本計画の2層構造としたことについて、実施計画を結果として省いたことになります。その意味とメリット、デメリットについて、御説明ください。

○（総務）企画政策室品川主幹

まず、実施計画を省いたということの意味につきましては、次期総合計画、まず、市民にとってわかりやすい計画とすること、あと、社会情勢の変化や多様化する市民ニーズに柔軟にスピード感を持って対応できる計画とするために、次期総合計画では、施策の展開方向ですとか目標を示す機能を重視したシンプルな2層構造に再編することとしたものです。

メリット、デメリットですが、実施計画を策定しないことのメリットとしましては、シンプルな構造とすること、まず、市民の市政への理解が進むことが期待されるほか、また、職員の目標に向けた取り組みへの意識向上、それから、社会情勢の変化への適応性の向上、また、策定や進捗管理に要する業務負担軽減による行政の効率化につながるということが期待されます。

一方、デメリットとしましては、総合計画の体系に基づいた事業の網羅的な説明資料がなくなるということになりますので、これにかわる何らかの資料、こういったものの検討が必要になるということが考えられます。

○佐々木委員

特に、基本方針を見ますと、行政評価と一体となった計画運用の仕組みというふうに出ていますけれども、どうかかわってくるのか、少し説明をお願いします。

○（総務）企画政策室品川主幹

基本方針に記載してございます行政評価と一体となった計画運用の仕組みということでございますけれども、進捗管理、計画運用の仕組みというものの構築はこれからの検討課題になりますが、現時点の想定としましては、施策の進捗状況をしっかり図れる成果指標を充実させて、これを用いて行政評価を行うことによって、行政評価を総合計画の進捗管理のツールとして、施策や総合計画全般の効果的で効率的な推進に寄与することを目指してまいりたいと考えてございます。

○佐々木委員

具体的なところはまだこれからということですね。

第6条でお聞きします。条例案でも、定員について、審議会委員の定員について30名以内というふうになっていますが、この30名以内という人数の根拠をお聞かせください。

○（総務）企画政策室品川主幹

条例案で30名以内とした根拠につきましては、明確なものがあるわけではございませんが、前回策定時、基本構想の審議の作業において、五つの分科会に約6人ずつ分かれて審議をしていたことがまず、適切な人数であったのではないかという部分と、あと、運営の機動性などを考えると、30人程度、この程度の人数が妥当であると考えたものでございます。

○佐々木委員

ということは、余りその辺が明確でないということであれば、これが多少増減しても構わないというふうに押さえてよろしいですね。

○（総務）企画政策室品川主幹

30名以内ということにしてございますので、それより少なくなるということは問題ないですけれども、30人以上ということは現行の条例案ではできないということになります。人数につきましても、条例案の人数はこれでいいのかといった趣旨かと思えますけれども、30人以上にふやすべきだという積極的な理由もございませんし、また、予算とも関係してきますので、30人以内という条例案は、これは妥当なものだと考えてございます。

○佐々木委員

先ほどの予算の話も、理由のところに出てきていなかったものですから、それから、これについては案ですから、それについて審議をさせていただいているのです。30名以内というのはもう決まっているわけではないですから、新しい今出ている条例案について、30名がもう決定しているわけではないので、それでお聞きしたのですよ。30名を前後しても、少しぐらい幅はあっても、ずれてもいいでしょうということをお聞きしたかったわけです。

○（総務）企画政策室品川主幹

一部繰り返しになりますけれども、実際の委嘱の人数は30名以内という規定ですので、減るのは全く問題ないですけれども、30名以上委嘱することはできないというつくりになってございます。

○（総務）企画政策室長

案では30名以内ということになっているけれども、もしそれを修正するということになった場合、問題がないかというふうな御趣旨だと思いますが、私どもは30名以内ということで考えておりますけれども、それで、不足だということを委員会で御判断された場合には、私どもは、そこで可決された場合は、もちろんそれに従うということでございます。

○佐々木委員

そういう意味でお聞きしました。何か30名を超えてしまうと、市政運営上大変重大な支障が出るというようなことになるのであれば、それは考えざるを得ないと思ったのですが、そういうことでなければ、それはわかりました。

先ほどから、道内の議員を入れているという例はないという御説明は何度もお聞きしたのですが、全国的に見たときに、この議員を入れる、入れないの件について、数字があったり資料があったりすればお示ししたいのですけれども。

○（総務）企画政策室品川主幹

私どもが把握している資料としましては、日本生産性本部というところが行いました、平成23年3月時点の全国的な総合計画の審議会への議員の参画状況、これも全国的な調査がありまして、それによりますと、回答した753市区町のうち、議員が総合計画の審議会の委員となっているというふうに回答したのは47.8%となっております。

○佐々木委員

ということは、まだ全国的に見ても、約半分は入った状態にあるというふうになっていると。全道だけを聞くとゼロと言うから、あら、小樽だけかと思えますけれども、そういう状況にあるということがわかりました。

策定基本方針の中に、市民と議会、市がまちづくりの方向性、市政の基本的な方向性を共有と、共有という言葉

が何度も使われています。議会だけ後で報告するといっても、なかなか先ほどからの議論をお聞きしていても顔が見えてこない中で、これが共有ということに果たしてなるのかというのが、私は非常に疑問に思うのですけれども、やはり、同じ場で三者が対等に話し合える場で、そういうところで話し合って決めていく。そういう審議をしていくということに、初めて共有という意味が出てくるのではないかというふうに思うのですが、そう思いませんか。

○（総務）企画政策室品川主幹

市民、議会、市の３者が同じ場で対等に話し合える場を持つことの意義ということでございますけれども、次期総合計画策定の基本方針におきましては、自治基本条例の情報共有や、協働によるまちづくりの理念を念頭に置いて表現したものでございまして、これは、３者が共通認識を持って、それぞれの役割に基づいてまちづくりを進めていこうということをあらわしたものでありまして、必ずしも３者が同じ場に集まってということを表現したものではありません。

○佐々木委員

共有という言葉の捉え方に違いがあるのかなというふうに思いますけれども、できるだけ理想の共有の仕方というのがあると思って、特にこういう総合計画のように重要に考えていらっしゃるのであれば、それについてなるべく理想に近い形で共有していきたいと考えるのが普通ではないかというふうに思うのですよね。そういう意味では、やはり私としては、同じ場所できちんとお互いが議論していく中でつくっていくのを理想にしていきたいというふうに考えます。

第３章の策定手続等について、話を進めさせていただきますが、この章は、以前の条例、今まである条例の中にはこの策定手続という項目はなかったわけですが、これを新設されたのはなぜでしょうか。

○（総務）企画政策室品川主幹

第３章を新設した理由でございますけれども、まず、第14条に規定されています基本構想の議会の議決を条例で定める必要がまずあったと。これが必須の部分でございます。これとあわせて、どのような場合に審議会に諮問するのかが第13条。また、総合計画を定めた場合に公表するということです。これが第15条。これも条例でこのたび明確にすべきであると考えたためでございます。

○佐々木委員

こういうものは必要だというふうに思うのですけれども、第７条を振り返りますが、その中に、審議会委員の任期は答申後終了するというようになっていています。先ほど話が出ていたかもしれませんが、しかし、第13条のところでは、策定後、変更、廃止の際、審議会に諮問することになっているにもかかわらず、そういうふうになっていますが、そうしたら、その際には、もう終了しているので、再度委嘱し、組織することになるのでしょうか。

○（総務）企画政策室品川主幹

御質問のとおり、策定時の答申終了で一旦任期が終わりますので、変更、廃止等を行う場合には、再度委嘱して審議会を組織するということになります。

○佐々木委員

そういう手続をしてやらねばならぬからと言って、何か省いてしまうというふうになってしまうのが少し心配されていたので、質問させていただきました。必要に応じてきちんと委嘱等の手続をして、開いていただきたいと思っています。

第13条に、それにかかわって、基本構想、計画の策定、変更、廃止は審議会に諮問しなければならないということで、これは必ずしなければならないわけですね。ここをなぜ必ずということにしたのか、説明をお願いします。

○（総務）企画政策室品川主幹

総合計画は本市の最上位の計画と位置づけるものであることから、基本構想の策定、変更、中でもその根幹部分

ですね。基本構想の策定、変更、廃止や、また、基本構想を受けて施策の体系を示すものである基本計画の策定、改定、廃止の場合には必ず外部の視点を入れるべきだというふうに考えて、必ずという文言にしたものでございます。

○佐々木委員

これは以前ほかのところでも聞いたのですが、その中に、省く場合で、軽微の変更は除くとありますね。軽微の変更とはどんな変更を指すのか。その軽微の変更かどうかというのは誰が判断するのかということについて、お伺いします。

○（総務）企画政策室品川主幹

軽微な変更かどうかを誰が判断するのかということにつきましては、まずは、関係部局の間で協議するということとなりますけれども、最終的には市長の判断となろうかと考えております。ですが、その内容によっては議会のほうにも御意見を求めることもあり得るものと考えております。

○佐々木委員

そこなのですね。そこに何か恣意的なものが入ってくるような、そういう要素があるのではないかということろが少し心配されるわけですね。これは軽微だと言うし、一方、議会にかければ、議会は、いや、それは重大なことで軽微ではないというようなところが出てきて、今までもそういうような価値観の違いと意見の相違が、さまざまな議会の中での議論を呼んでしまっている状況があります。そういうことにならないために、やはり私からこれはお願いというか、策定委員会なりそのところで、今ここでどこが基準かと聞いても、すぐ答えられるものでもないと思いますので、今後の議論の中で、軽微な変更というのは、どこがどの程度指すのかというような基準のようなものを、今後検討をしていただきたいと思いますのですが、どうでしょうか。

○（総務）企画政策室品川主幹

軽微な変更という表現ですけれども、先ほど申し上げましたとおり、総合計画は非常に重要な計画だということですので、特に、根幹部分である基本構想の変更の場合でも、基本的には議決は必要だというつもりでございます。ただし、時代によって表現する文言が変わったりですとか、そういった政策の方向性みたいなものに影響しない部分まで全て議決としてしまうのは、これは過剰な手続ではないかということも考えますので、想定しているような文言修正といったレベルですので、基本的には議決、ただし、そういった明らかに議決は必要ないもので、文言修正レベルのものであれば議決を要しないということで整理してございますので、特段改めて基準までは設ける必要はないのかなと考えているところでございます。

○佐々木委員

今、基本的な想定は文言修正レベルだという御回答をいただきました。これが基準だと考えてよろしいですね。それであれば私はそれ以上、基準を考えてと言って、今、基準を示してくれたわけだから、これでいいと思うのですけれど。

○総務部長

今、企画政策室主幹からお話ししていますとおり、基本的には変更というのはまずないだろうというふうに我々は考えてございます。ですけれども、何らかの文言修正みたいなものがどうしても必要になったときには、それはまさに軽微な変更ということで、変更しなければならないことはあるかもしれませんが、今、こちらからもお話ししていますとおり、基本的には文言修正ということでお考えいただいて結構だと思っております。

○佐々木委員

基本的に文言修正レベルだという基準があるというふうに私は確認させていただきます。

第13条第2項、これはまた同じような話になるのですが、基本計画の部分です。「一部を変更するに当たっては」、この一部というのはどれぐらいのものをどういうふうに想定されているのかということをお聞きします。

○（総務）企画政策室品川主幹

こちらは程度が非常に幅広いものになってくるかと思いますが、第13条第1項に規定しております改定（計画の全面的な変更をいう）と規定してございますので、そこには至らない程度の変更であります。具体的には、5年後に基本計画を見直すというふうにスケジュールを組んでございますので、そういった際のことを想定しております。

○佐々木委員

今、全面的な改定でなければ、あとは全部一部だというふうにとれるということの説明だったように聞いたのですが、それでよろしかったですか。

○（総務）企画政策室品川主幹

これも、文言修正レベルのものはこれには当たらないかと思うのですが、基本的には、条例の記載内容としましては全面的な変更レベル以下の変更ということで押さえていただいて結構でございます。

○佐々木委員

かなりの幅があると思うのですね、そうすると。それが必要に応じてできると、これは必ずではないですね。これについては若干心配があるなというふうに感じられます。必要に応じてという中でやっていくわけだから、全面変わらないで、大部分が変わるけれども一部だという認識でもって、それを必要がないと考えれば、これは審議会にかけずに変えていくことができるというふうに思うのですけれども、その点はいかがですか。

○（総務）企画政策室品川主幹

全面的な変更には至らないですが大部分というのも、なかなか想定しづらいものがありまして、大部分を変更するのであれば、最初から改めて策定したほうがいいのではないかなという考え方もありますし、今想定しているのは、一部といいましてなかなか幅広いレベルがありますけれども、今のところは、大部分の変更であれば全面的な変更という扱いにしまして、改めて審議会に諮問しなければならないというふうに考えております。また、第2項で、必要に応じて審議会に諮問することができるという規定になってございますけれども、もし仮に大部分の変更ということであれば、第1項には当てなくても、第2項で審議会に、できる規定ではありますけれども、やはり普通に考えて、大部分の変更であれば審議会にかけろべきであろうというふうに考えてございます。

○佐々木委員

そういうところできちんと判断をお願いしますし、間違いのないように進めていただきたいと思います。

最後に、現行条例、今ある条例では分科会を必要に応じて置くことができると。先ほど分科会の話がありましたけれども、新条例の中には分科会という項目がなくなっています。なくなった理由や何かについて、御説明があればしてください。

○（総務）企画政策室品川主幹

新しい条例案で分科会の規定をなくした理由でございますけれども、諮問した後、諮問された内容についてどのような体制で審議していくかということにつきましては、これは審議会において決定すべきものであるという、そういう考えのもと、新条例案には分科会について定めなかったものであります。ただし、審議会が必要と判断した場合には、その中で分科会の設置が可能となるものでございます。

○面野委員

◎総合的な計画の策定等に関する条例案について

まず、条例案の件についてなので、最近少し、まだ問題は収束しておりませんが、高島袖護岸の件など、やはり、条例であつたり法律の解釈が少し違うというようなことが問題視されていますので、そういった見方も含めた立場から質問していきたいと思います。

まず、第 6 条についてですが、組織の部分ですね。先ほど酒井隆裕委員からも、前回、前々回の審議会委員の構成についての質問がありましたが、この構成について、私も今、第 6 次のほうを見ておりますけれども、民間諸団体、かなりの種類の団体の方が役職としてついておられますが、どういう選定方法でこの団体を選んだのかというのは、前回のときはどういったことで選ばれたのか、御説明ください。

○（総務）企画政策室品川主幹

第 6 次総合計画の審議会における団体の選考方法でございますけれども、こういった各分野の総合計画も幅広い分野でありますので、そういった分野別ですとかバランスを考慮しまして、市長ほかで構成する庁内組織、総合計画策定会議というものを組織してございますけれども、その中で団体を選定しまして、その団体に推薦依頼をしたということでございます。

○面野委員

この条文だけを読むと、市長が委嘱するというふうになっていますが、市長の思い入れや何かが入ってきたときに、庁内協議でその辺は抑えられると言ったら変ですけども、そういったような庁内協議の方向になるのか、それとも、これまでも問題になっているような、私からしてみるとかなり強硬的だなというような、そういう姿勢になるおそれはないのかというところが気になるのですが、いかがでしょうか。

○（総務）企画政策室品川主幹

手続上、市長が委嘱することになっておりますので、市長の考えというのはもちろん入ってくるというふうに思われますけれども、先ほど申し上げましたが、各分野にまたがる総合的な計画ということでありますので、その辺の分野ごとですとか、そういったバランスも考慮しながら、今回も庁内の策定会議に諮って決めていくということ想定しております。

○面野委員

私も、市長が委嘱するとか、市長が必要と認めるというふうになると、少々過敏になるので、確認という意味で質問させていただきました。

それでは次に、第 6 条、新たに追加された市政全般に関心があり、審議会の審議に参画を希望する市民ということですが、これから選定されていくものですが、応募方法ですとか定員、選定の方法など、何かこういうふうにしていきたいなという方向性があればお示ください。

○（総務）企画政策室品川主幹

審議会の市民公募委員の選任方法も今後の検討課題でございますけれども、先ほども申し上げましたとおり、従来どおりの市民公募、あとはまちづくりエントリー制度の活用、こういったことも想定しているところでございます。その他の応募方法ですとか詳細の手続については、まだ決めてございません。

○面野委員

先ほど、佐々木委員からも委員の定員についての質問があったのですが、市民公募の部分、方法になってくると思うのですが、この部分は市でコントロールできない部分だと思うのですよね、応募の総数ということは。もし仮に、うれしいことではありますけれども、殺到した場合、これはどういうふうにお考えになってますか。

○（総務）企画政策室品川主幹

これも済みません、現時点の想定ですけども、例えば、応募の際に小論文的なことを書いていただいて、そういったもので適格性を判断したり、あとは年代ですとか、そういったもののバランスをとるというような選考方法が考えられます。

○面野委員

それでは、応募が殺到した際には公正な精査をしていただきたいと思います。

次に、審議会の設置時期。前は 2 年ぐらい前から審議会を設置していたようですが、次の次期総合計画の審議

会の設置時期というのは、今、どのようにお考えになっていますでしょうか。

○（総務）企画政策室品川主幹

前回の審議会の設置時期は平成19年8月です。今回は、基本構想原案の作成の進捗状況によりますけれども、こ
としの11月ごろを予定してございます。

○面野委員

次に、前回と今回の策定と策定体制についてですが、今回は市民会議という新たな手法を取り入れて、市民の意
識を広く収集するという事で、前回の策定体制の中では地区別・団体別懇談会、あと、商大生や職業能力開発大
学生との懇談などのほかに、今回も継続しているアンケート意識調査、子供会議、パブリックコメントなどで構成
されていましたが、今回、市民会議というくくりになって、以前行われていた個別の団体ですとか学生との懇談を
設けないような書き方になっていますが、こういうことにした考え方としては、どのような考え方でこういったよ
うな進め方にしたのでしょうか。

○（総務）企画政策室品川主幹

今回の市民参加は、アンケート、パブリックコメントのほか、前回は個別に懇談会でやったものを市民会議に一
本化したという形になってございますけども、前回、それぞれの懇談会が各1回だったのに対して、今回、審議会
は5回の開催を予定しておりまして、1回の単発ではなくて、会を重ねることで、より深くまちづくりについて考
えていただくと。また、さまざまな地域や年代の方が一堂に会することで、多様な考え方に触れながら、これから
のまちづくりについて意見を出し合っていただくというやり方がよいと考えまして、今回はこういった市民会議と
いう手法にしたものでございます。

○面野委員

次に、次期小樽市総合計画策定の基本方針で、基本計画内の施策の成果をはかるための目標値についてというこ
とでございますが、第6次計画でも現状値と平成30年目標値ということで目標値が設置されております。現在も目
標値を設定していますが、今後どのような形で改善というか、同じようなものであれば同じですという答えでも構
いませんが、次期総合計画にはどのように数値を採用するのか、お示してください。

○（総務）企画政策室品川主幹

次期総合計画でどのように目標値を改善していくかということでございますけれども、現在の総合計画でも成果
指標というのを整備してございますが、成果の進捗を的確にはかるものとしては若干不足しているといった課題も
少し浮かび上がってきたところでございますので、次期総合計画では、成果をより適切にはかれるように、次期総
合計画では目標管理型の市政運営の推進ということの一つ目指しているところでございますので、行政評価と一体
となった運用の仕組みを構築できるように、具体的にどういう指標を設定するのかというのはこれからの検討課題
ですけれども、施策からもたらされる効果を的確にはかれる指標の設定というものを、今後の策定作業の中で検討
してまいりたいと考えております。

○面野委員

その目標値というのは、庁内会議の中で原案として審議会に諮問するというものですか。それとも、それごと審
議会の中で考えを決めていくというような形で考えているのですか。

○（総務）企画政策室品川主幹

現在の想定では、そういった目標値も含めた形で原案として審議会に諮問するということを想定してございます。

○面野委員

次に、第6次総合計画との違いですが、一番大きな点で、まず、実施計画がなくなるということで図にも示され
ておりますが、実施計画はどのような体制で策定されるのか、お示してください。

○（総務）企画政策室品川主幹

第 6 次総合計画の策定体制ということで、お答えをさせていただきます。

第 6 次総合計画の実施計画につきましては、基本計画に示した主要な施策について、その具体的な事業内容を可能な限り明らかにするものとして、策定体制としましては、担当部局などにおいて案を作成しまして、庁内の総合計画策定会議、こちらに諮って、こちらの審議を経て市長が策定するという手続でございまして、策定後に総務常任委員会に報告という形をとってございます。

○面野委員

私も実施計画に目を通させていただきましたが、実施計画は、かなり個別の施策なども、また、事業費なども明記しておりますので、これが一番具体的な進め方の一つの指針になるのかなと思って見ていました。今回、これがなくなるということは、基本的に庁内で決められるものはなくなる、実質的に総合計画の中には庁内協議で完結するものはなくなるという認識でよろしいでしょうか。

○（総務）企画政策室品川主幹

外部のチェック、パブリックコメントなり審議会なり、そういったものが入らない、庁内のみで完結するという部分は構造的にはなくなるということでございます。

○面野委員

先ほど、そのメリットは、シンプルになり行政効率化も図れる、デメリットは説明資料作成など検討しなければいけないということがあったのですけれども、説明資料の作成を検討するということは、実質、実施計画と同等のものをつくるといような感覚でよろしいでしょうか。

○（総務）企画政策室品川主幹

どのような形でというのは、まだこれからの検討課題ですけれども、現行の実施計画のように、複数年の事業内容を定めるものと、全施策網羅的にいうところまでは考えておりませんで、作成するにしても、例えば、単年度のもう少し簡素なものですとか、計画体系に基づいて事業がわかるようなもの、というものを現在想定しているところでございます。

○面野委員

最後に、基本方針の中で策定体制について示されておりますが、この委員会の冒頭の酒井隆裕委員の質疑で、企画政策室主幹に読んでいただいた中身ですが、「議会に進捗状況を報告し、議会の意見を踏まえた上で、総合計画を策定していくものとします。」という文言がありますが、これは、議会に進捗状況を報告した、それを踏まえた上でということですが、議会の意見を踏まえた上でということだけで考えれば、策定委員の中に、やはり議員を参画させて、進捗状況でありますとか、もちろん、意見、その場の雰囲気などをやはり私たちも見守っていかなければいけないし、やはり、意見も、ほかから出た意見も聞いて、私たちも考えなければいけないという部分も往々にしてあると思いますので、私たちはやはり、今回の参画についてはどうにかもう一度考えていただきたいと思いますので、それも含めて、最後に私からの意見とさせていただきたいと思います。

○委員長

民進党の質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2 時 19 分

再開 午後 2 時 39 分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。
自民党に移します。

○濱本委員

◎総合的な計画の策定等に関する条例案について

まず確認をさせてもらいたいというか、議会に対して総合計画策定に関する報告等が最初にあったのはいつでしょうか。

○（総務）企画政策室品川主幹

済みません、今、資料を手元に用意してございませんけども、平成28年第1回定例会において論点ということで報告させていただいた経過がございます。その後、第2回定例会において、アンケートのことですとか、そういうことを報告させていただいております。ただし、基本方針ですとか、具体的中身の部分につきましては、開催された議会の場においては、第4回定例会で基本方針の報告をする予定だったところではございますけれども、それがかなわなかったということで、議会の場での報告ということには至っていなかったものでございます。

○濱本委員

普通、こういう策定の基本方針、いろいろなものがありますけれども、そういうものが議会に示されるというのは、例えば、基本方針案として一旦議会に示されて、そしてまた次の定例会で確定したもの、こういうものは議決ではないですから、確定したものが出てくる。確定したものが出た段階で、それを踏まえた条例案が出てくる。そして、その次の定例会で条例案がきちんと議案となって提出されるというのがごく普通の手順だと思うのですが、その考え方は間違っていますか。

○（総務）企画政策室品川主幹

そのような手順を踏むべきというお考えはごもっともなものだと考えております。

○濱本委員

結果論としてできなかったわけですよ。やはりこれは、対議会との間の話で言えば、10年先の、いわゆる総合計画をつくる上で、その前段の方針の策定の話が結局何もない中で、こうやってぼんと出てくる。まして一緒に条例案も出てくるというのは、議会に対する対応としては、やはり少々丁寧に欠けると思うのですが、総務部長、どのようにお考えですか。

○総務部長

今、企画政策室主幹からもお答えをさせていただきましたが、確かに、これまでの流れの中でなかなか丁寧に御説明できていないというのは、前回の議会でも御指摘があったとおりで思っておりますし、その点は少し反省しなければいけないというふうに思っております。ですから、今回、こういった継続審査になりまして、改めてこういう機会をいただきましたので、この中でも丁寧に説明させていただきたいというふうに思っております。

○濱本委員

言葉尻を捉えるわけではないですけども、少しの反省とかという話では私はないと思うのですね。年度が決まっていというのは、スタートする年度が決まっている中で、それを実現するための前工程の部分が対議会とのスケジュールの中できちんとできなかったというのは、やはり相当な、行政側としては対議会に対するミスだというふうに私は認識をしております。この総合計画だけのことでなくて、ほかにもやはりそういうものが数多く見られると思うんですが、それは重々反省をして、少しの反省ではなくて十分な反省をして、今回のことも含めて、ぜひともこれからのことに関しては、そういう反省という言葉を口にしないでいいような対議会の進め方をしてもいいと思います。いかがですか。

○総務部長

今後におきましては、そういったことがないようにできる限り誠心誠意努めてまいりたいというふうに考えてございます。

○濱本委員

それでは次に、まず、考え方、いわゆる総合計画の基本方針です。つくる考え方の中の第 1 番目、3 層から 2 層に変えたという、先ほどもほかの委員の質疑の中で答弁がございましたけれども、例えば、平成 28 年 9 月に、公益財団法人日本生産性本部が基礎的自治体の総合計画に関する実態調査という報告書を出しています。この報告書の中に、サンプル数が 924 自治体です。その自治体の中で、基本構想を持っているというのが 907 団体、98.2%です。次に基本計画、これが 898 自治体、97.2%です。実施計画、752 自治体、81.4%です。ということは、2 層構造というのは決してメジャーではないということにならないですか。この基本計画、実施計画の定義そのものもありますけれども、2 層構造が決してメジャーではなくて、3 層構造が主流だということではないでしょうか。違いますか。

○（総務）企画政策室品川主幹

こうしたアンケートのデータ上は、3 層構造が主流であるということが言えるかと思います。

○濱本委員

全国的に見るとこういう 3 層構造が主流になっている中で、あえて小樽市が 2 層構造にしなければならないというところが、どうもよく見えないのです。ほかの自治体でも、いわゆる 3 層構造のメリット、デメリット、2 層構造のメリット、デメリットみたいなものを表にしてわかりやすく示しているところがあるのですよ。我々にはそういうものがないのですよ。やはり、議会に対する対応ということで考えれば、そういうものもきちんと用意して、その上で、市長部局としては 2 層構造を選択しましたということでない、なかなか議論ができないのではないのでしょうか。選択しようと思っていますと。もっと言えば、こういうメリット、デメリットがありますと。その上で、やりとりした上で、我々としては 2 層構造を選択したいのだとかという、そういうプロセスが全然ないし、そういうデータもいただけないというのは、非常に議会に対して不親切だなというふうに思うのですが、いかがですか。

○（総務）企画政策室品川主幹

事前の情報提供が不十分であったのではないかとということで言えば、確かにそういった面も否めないのかなと思いますけれども、昨年の年末に、第 4 回定例会の自然閉会後に各党派を回らせていただいて説明したということで、少々不十分ではあったのかもしれませんが、また、そういった見やすい表でメリット、デメリットを整理してということではなかったのですが、そこで一定の説明なり、御理解というのは得られたのかなというふうに考えているところでございます。

○濱本委員

理解が得られたと。説明は聞いたけど、合意したわけでもなければ、理解したわけでもないです。それは少し勘違いかなというふうに私は思いますし、第 4 回定例会が自然閉会になったと、これは現実ですから、それはいたし方ない。今さらここで誰の責任だとは言いませんけれども、ここまで言いたくなっていますけど言いませんけれども、やはり、それが終わったらもっと何というのかな、議会に対して本当に丁寧な説明をしてもらわないと、議論が進まないと思うんですね。固まったものを出されても、決まったものを出されても、そこで、これはどういうことですかと質問することぐらいはできますけれども、それじゃだめだろうという話にはならないわけですよ。最終的には議決ですから、否決すればいいだけの話ですが、でも、本来的には、議会というのはそれこそ議論する場であり、議論しながらより質の高いものに、こういう方針なんかでも議案なんかでも、それこそ市長がよくおっしゃるブラッシュアップという、そういう作業をする場ではないのでしょうか。そういう意味では、今回こういう委員会をやっていること自体が、私は非常に残念だというふうに思います。

それから次に、市議会議員の参画です。やはり最初の説明は、道内他都市はこうですと。しかし、先ほどのほか

の委員の質問にもありましたように、全国的には決して道内がメジャーではないわけですよ。だから、いかにも道内他都市を比較の対象にすることによって、自分たちが提案したものが正しいのだという説明をよくされるのです。だけど、道内他都市がスタンダードではないのですよ。スタンダードを見つけるためには、少なくとも全国レベルで調べた上で、だから小樽はスタンダードなのですか、別に奇異な状態ではないですということでない、説得力に欠けると思うのですが、実際問題、この基本方針を策定するに当たって、また、議員を外すに当たって、どの程度の事例を調査したのでしょうか。

○（総務）企画政策室品川主幹

幾つかの事例というのは、調査、参考にはさせていただいたところですが、申しわけありません、明確な数字というのは押さえてございません。

○濱本委員

それではやはり非常に、何というのかな、仕事が十分というか、丁寧な仕事だというふうに私は思えないですね。例えば、サンプル数が30ですとか、50市を見てきましたとか、そういう中で判断してもらいましたという答弁というか、お答えだといいでしょうけれども、その程度では、はっきり言って、じゃあ、どこまで緻密に庁内で議論して、こういう基本方針を策定しましたという証拠には全然ならないと思うのですね。

例えば、今はネット社会なので、検索キーワードさえ間違わなければ、相当な情報量を入手することができます。かつては、やはり説明員の皆さんのほうが圧倒的に情報量を持っていて、議員はそれから見ると情報量が少なかったという、そういう時代はありますよ。多分、第6次総合計画策定の折にはこんなにネット社会が進展していなかったですから、多分委員の皆さんもよくわからなかったという部分がある。要は、理事者から与えられた情報をもとに判断してきたということです。第5次になったら、もう全然そんなものは、ネット社会も何もないみたいな世界です、今からもう20年も前の話ですから。今はそういうネット社会の中で、我々も情報を入手できますけれども、基本方針を策定された皆さんも入手できるのですよ。我々しかできないとかということではないです。だったら、やはりもっと丁寧に仕事を、情報量を量的にも質的にも入手した上で、これから10年先の総合計画を策定するための基本方針をつくるべきではないでしょうか。そういう意味では非常に不足しているというか、丁寧さに欠けるというか、仕事が粗いというふうに思いますけれども、いかがですか。

○（総務）企画政策室品川主幹

情報収集なり分析なりが不十分ではないかという御指摘かと思いますが、先ほども申し上げましたが、明確な数字というのは示せないですけれども、私どもも条例案ですとか基本方針ですとか、そういったものをつくる上で、それなりの事例というのは調査させていただきまして、その中で、決して、今回、本市が多数派を採用したのもあれば、そうではなかったというものもありまして、審議会の部分につきましては、何かと道内主要都市、これを参考にすることも多いものですから、まずはこれを。絶対の基準ということではないですけれども、これはまず一つの道内のトレンドだということで参考にさせていただいたという部分もありますし、多数派がいいと限ったものではございませんので、幾つか事例を調べる中で、これが現在の本市において向いているのではないかと、倣うべきではないかといったものは参考にさせていただいたというところがございます。

○濱本委員

何というのでしょうか。それであれば、例えば、基本方針の中で3層構造から2層構造にしますということだって、単純に第6次総合計画との違いということで書いてありますけれども、これだって、書き方によっては、例えば、国内の他の自治体では、3層構造は半数以上どころか相当な数がありますが、道内はこういう状況で、小樽市についてはこういう理由で2層構造に再編するとか、もう少し丁寧な書き方があるのではないですか。そういうものが省かれると、やはり少し仕事はずさんではないですかということになってしまうと思うのですが。書き方がやはり、ほかの町のものも見ましたけれども、もっと基本方針も丁寧に書いているところはいっぱいあるわけです。

そういうものを私たちも見られますし、皆さんも見られるのですよ。そういうところに全然言及していないところが、やはりどうも仕事はずさんだという思いが払拭できないですね。

ずさんの話をいつまでもしてもあれなので、具体の話をしましょう。

市議会議員を加える、加えないですが、例えば、東京都内の26市は、まず、審議会そのものがないです。残りの22市のうち6市は入っているのですよ、市議会議員が。だから、市議会議員を入れないということが、じゃあ普通なのか、入れるということが普通なのかと考えると、入れても入れなくてもどっちでもいいかなということも一つありますけれども、入れておいているところはそれなりの理由があるわけですよ。外しているところは、逆に言うと、議会の関与を担保するためのいろんな手法をとっているわけです、明確にきちんと字になって。だけど、小樽市は何もなっていないですね、ただ外すというだけで。そういうところもまたずさんと言わざるを得ないのですが、いかがですか。

○（総務）企画政策室品川主幹

ずさんかと言われますと、なかなか答えづらいところもあるのですけれども、何度もお話をさせていただいており、なぜこのタイミングかというところでも先ほど御説明させていただきましたが、絶対的なものではないですけれども、一つには、平成26年の第3次一括法、こういったものが一つの契機となって考え直したということです。繰り返しになりますけれども、道内他都市の事例も参考にさせていただいて、本市においても適当でないと言われている状態を解消し、議会と執行側の二代表制といいますか、その趣旨にのっとったような取り扱い、そういったところに立つべきではないかということでの提案でございます。

（発言する者あり）

○総務部長

今、委員から、ずさんではないかというお話があったのですが、我々が今回こういった考えに至った大きな理由の一つには、幅広く市民の意見を取り入れたいということがまず一つございます。そういった中で、また、市民にもわかりやすい条例をつくりたいというような、根底にはそういったこともございまして、そういった中で、できるだけ多くの市民に多くの意見をいただくということでの考えの中からこういった形をつくってきたということがございます。ですから、決して議員の皆様を意図的に外したいということで外したわけでは決してございません。ただ、一定の現在30人以内という、先ほど来お話になっていますけれども、一定の枠の中でいろいろな委員の方を求めようとしたときに、できる限り多くの市民の方に入っていたきたいと、そんな中での設定だったということでございますので、そこは御理解いただければなというふうに思うのですが。

○濱本委員

総務部長、少し話が違うと思うんですね。多くの市民の皆さんの意見を聞きたいから、定数30だから、議員を外しましたと、そういう論調でしたよ。でも、いいですか、スケジュールの中、多くの市民の意見を聞くというのは、審議会の委員にしくなくても聞けるわけですよ。聞けるからこそあれでしょう、何でしたか、100人委員会だか何かを想定しているのでしょうか。だから、それは、かわりの手法というのは幾らでもあるのですよ、多くの市民の意見を聞くというかわりの手法は。だから、そういう答弁では、やはり本質の答弁とは全然思えないですね。議員を外すということの論拠に、人数に制限があるから議員を外して、そのかわり市民を入れて、多くの市民の意見を聞く。でも、そんな手法をとらなくても聞けるわけです。聞ける手法をとるわけでしょう、市民会議だとか子供会議だとか。じゃあ、そんなものは必要ないじゃないですか、ということになるわけですよ。そういう答弁では少々違うと思うのですが、いかがですか。

○総務部長

アンケートとか、あるいは、今言われました100人市民会議とか、いろんな場で当然市民からの意見を聞くということもございますけれども、審議会の中でも市民の意見を聞くということもあるというふうに考えてございまして、

また、先ほど来、企画政策室主幹から御説明しておりますとおり、我々はもともと、お話ししておりますとおり、行政実例ですとか、そういったことがございまして、また、道内他都市ということが、それだけではないだろうという御指摘がございますけれども、我々としては、やはり主幹もお答えしましたように、道内他都市を参考にするというケースは非常に多々ございますので、そういったことを含めて、さらには、審議会の中にも市民の皆さんに多く入っていただきたいという、そんな意図でお話ししたつもりでございます。

○濱本委員

審議会の中に市民の人を多く入れたいという根拠は、多分ここで初めて、この場で初めて総務部長がお話しになっただけで、最初は、第 1 回定例会のときは、行政実例と全国市議会議長会かどこかの話を論拠にして多分お話をされていたと思うんですよ。だから、新しい理屈を何かつけ焼き刃的につくってもらいたくないですね。それだったら、最初から、第 1 回定例会のときにもその論拠をきちんと明確にすればよかったじゃないですか。もっと言えば、我々に説明するときに、かつて市議会議員はいました。だけど、今回は外しました。その論拠はこうこうですと。何の資料もないですよ、私らにしてみれば。それも、議会に対する対応がやはりずさんじゃないかと言わざるを得ないですよ。

話を変えますけど、ちなみに、全国的に市議会議員が入っている都市がありますけれども、その都市で市議会議員を条文の中で規定しているときにいろいろな規定の仕方があると思うんですが、どこか調べたところがありますか。

○（総務）企画政策室品川主幹

済みません、今は調べた事例の資料を全て持っているわけではありませんけれども、その町によって規定の仕方はさまざまでございます。大多数は本市と同じような形で、例えば、学識経験者でありますとか、民間諸団体であったり、または、濱本委員も第 1 回定例会でおっしゃいましたけれども、教育委員、農業委員といったものを設けているところもあります。中には、もう少し踏み込んだ形で、人数ですとか、そういったものも記載しているというような事例もございます。

（「委員長、答弁になっていないよ。私の質問と違うもの」と呼ぶ者あり）

○（総務）企画政策室長

高崎市の市議会条例を見ますと、委員は 40 人以内で組織するというので、その中に市議会の議長、副議長及び各常任委員会の委員長、それから、行政機関、関係団体役員のうち市長が委嘱する者、学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する者、委員として公募した市民。

（「ほかの委員のことは言っていない。市議会議員を規定している」と呼ぶ者あり）

失礼しました。市議会議員の場合は、先ほど申し上げた議長、副議長及び各常任委員会の委員長ということで規定されてございます。倉吉市の審議会条例を見ますと、市議会議員 5 人以内ということで規定されてございます。

今、手元の資料では以上でございます。

○濱本委員

私が調べた限りでは、確かに高崎市は正副議長並びに各常任委員会委員長という明確な規定をしています。それから、違うパターンで幾つかあるのは、東村山市は市議会の推選する市議会議員、そういう規定もしています。それから、単なる市議会議員という規定もあります。人数について言及しているところもあれば、言及していないところもあると。そういうふうに、単なる市議会議員をはめるというか、委員にする、しないにしても、そういうふうに明確に条例の中にうたっているところはあるわけですよ。そういうものもきちんと研究した上で、やはり市議会議員を入れる、入れない、もし入れるとしたら、明確に例えば条件づけをする、市議会の推選する市議会議員、もしくは、高崎市のように正副議長及び各常任委員長というふうに。そういうことは検討されたのですか。

○（総務）企画政策室品川主幹

本市におきましては市議会議員を加えないという判断をしたものですので、加える場合にどういった記載の仕方をするのかといったものは、そこまでは条例案を出す時点では研究をしてございません。

○濱本委員

最初から審議会の委員にしないということありきで進めているので、フラットな部分でないのですよ。フラットなところからスタートしていないですよ。その辺もやはりおかしいですねと言わざるを得ない。

ちなみに、第 6 次のときに市議会議員が入っていましたが、入っている市議会議員はどういう選出の仕方をしたのですか。

○（総務）企画政策室品川主幹

市長から議長宛てで推薦依頼をしまして、そこで選出していただいたということでございます。結果としまして、各会派から 1 名の選出をいただいていたところでございます。

○濱本委員

要は、各会派から出たということです。ルートとしては市長から議長に出してくださいねというお願いをして、議長は各会派から 1 名という。議会の中で相談して、じゃあ、会派ごとに出すのがいいだろうということで出したわけですよ。やはり、考えるのであれば、そのやり方そのものがよかったのか悪かったのかということからスタートするべきではないでしょうか。これではだめだということであれば、じゃあ、何かしらの、先ほど言ったように、高崎市が規定しているような、明確に議会内の役職を持った人に審議会委員になってもらう、そういう手法、そういうルートに行き着くのではないのでしょうか。その上で、それでもだめだということであれば、じゃあ外しましょうかと。何かどうも、物事を考えていくルートというのが、どうも私には全然理解できないルートで進んでいるのだなというふうには思えません。

結局、基本方針を、エッセンスをわかりやすくしたものが、言うなれば条例ですよ。その条例がやはり、今やりとりしていても、基本方針そのものがどうも丁寧さに欠けるつくりだという認識を私は持っていますし、その丁寧さに欠ける基本方針をもとにした条例ということになれば、それはやはり我々としては、少なくとも自民党としては、議会のルールに基づいてそれなりの処置をしなければならないというふうに考えています。手法はいろいろあるでしょうから、それを我々は検討しなければならないということです。

最後に 1 点だけ聞きますが、今までいろいろな、まだもう 1 会派が残っていますけれども、いろいろな議論をしていた中で、一旦この議案第 24 号を引き取って、いま一度再検討して、もう一回出すおつもりはありますか。

○総務部長

我々としては、やはり、提案した条例案というのは、市側の執行機関としての立場と、それから、議会側のチェック機関としての立場、こういったものを考慮した上で出させていただいたというふうに考えてございますので、できますればこの状態のままで御検討いただければなというふうに考えてございます。

○濱本委員

出し直すというお考えはないということを確認させていただきました。

このほかにも、まだまだ基本方針並びに条例案については疑義があります。我々としては、少なくとも、もし審議会の委員に議員を入れないということになれば、議会関与に関してきちんと担保できるような文言をこの条例の中に盛り込むだとか、いろいろ考え方はあろうかと思いますが、それなりの対応を今後とっていきたいなというふうに思っております。

○委員長

自民党の質疑を終結いたします。

説明員の入室がありますので、少々お待ちください。

(説明員入室)

○委員長

公明党に移します。

○松田委員

◎総合的な計画の策定等に関する条例案について

それでは、先ほどから議論になっております、市議会議員を策定審議会委員にしないということについて、お伺いしたいと思います。

先ほどからの説明では、昭和28年の行政実例を理由に策定委員にしないということを何度も言っておりますけれども、最初に、行政実例の法的拘束力について、お聞かせ願いたいと思います。

○（総務）総務課長

行政実例の法的な拘束力ということでございますけれども、法律で決まっているわけではございませんので、拘束力は特にございません。

○松田委員

拘束力はないということですが、それで、行政実例は何かということを私も調べてみました。そうすると、行政機関が法令の適用等に関して疑義がある場合に上級庁、関係行政機関に対し照会して意見を求め、得られた回答を、それ以降の行政の参考とするために、これを公にした行政実務の解釈指針というふうにありました。そして、行政実例といえども法令解釈の一つにすぎず、行政実例に依拠した事務であっても違法とされる場合もあり、違法という判例もあります。行政実例では、審議会に議員が加わることは違法ではないというふうにも言われています。それならば、今までも委員として審議会委員として議員もやってきたわけですから、あえて外す必要はないのではないかというふうに考えます。それで、改めてもう一度御見解をお聞かせ願いたいと思います。

○（総務）企画政策室品川主幹

あくまで総合計画の審議会についてということでお答えをさせていただきますと、確かに絶対的な根拠のあるものではないですが、行政実例では違法ではない、しかしながら適当ではないというふうにもされておりまして、業務の参考、解釈の指針だということでありましたけれども、やはり、解釈の一つにすぎないといいますが、やはりこれは尊重すべきだというのが一つの考え方だと考えておりますので、行政実例に沿った取り扱いをすべきであろうと考えまして、このたび、このような条例案として提案させていただいたところでございます。

○松田委員

今、そのように御答弁がありましたけど、先ほど拘束力がないというふうに言いましたが、何かしら最初にやはり行政実例があるからということで議員を外したという、委員にしないということが何か先行して、行政実例を最初に出してきているということが少し私は疑問に思います。

あと、昨年の12月12日、市長決裁の次期小樽市総合計画策定の基本方針では、人口減少時代において安心して心豊かに暮らせる地域社会を実現するためには、自治基本条例の理念に基づいて、市民、議会、市が一体となってまちづくりを進めることが求められますというふうに策定の趣旨が述べられております。このように、まちづくりには議員も本当に積極的に一緒になってかかわっていくべきだというふうに考えます。また、同じく、行政実例では、ただし、学識経験者としてなら構わないと考えられるというふうにも言われています。それでは、学識経験者として残すべきではないか、このことについての見解はいかがでしょうか。

○（総務）企画政策室品川主幹

そのような方法も不可能ではないと考えられますけれども、一般的な枠組みの学識経験者という定義からいえますと、いわゆる大学教授ですとか、そういった方が対象になるのかなと考えております。当てはめようと思えば、

いろいろな号ですね、例えば、市長がその他認める者ですとか、そういったところにはめるという考え方もないではないですけども、やはり、趣旨からしますと、掲げた資格の方、それにびたりとはまるような方というのをやはり選任すべきではないかと考えておりまして、今回の条例案の趣旨としましては、やはり議員の皆様におかれましては、議会の場でその権能を発揮していただくべきだという考えでございますので、こちらの考えとしましては、ほかの資格要件、そこに当てはめて、議員の皆様を選任させていただくという考え方は今のところ持っていないところでございます。

○松田委員

とにかく、これについてはもう一度しっかり議論させていただきたいと思います。

次に、小樽市における審議会の実態について、お聞かせ願いたいと思います。

小樽市では、従来の総合計画審議会のほかに、9 審議会に23名の市議会議員が選任されているというふうに聞いております。そこで、小樽市における審議会の実態ということで、それぞれの審議会ごと、先ほど9 審議会と言いましたが、審議会ごとの委員の人数と市議会議員の人数をお聞かせ願いたいと思います。

○（総務）総務課長

審議会ですけれども、まず、たくさんございますので、議会選出の委員がいる審議会ということで9 審議会を答弁させていただいたところですが、まず、住宅行政審議会がございまして、こちらは5名の議選の委員がいらっしゃいます。それから、民生委員推薦会、こちらはお一人でございます。それから、保健所運営協議会、こちらがお一人でございます。それから地方港湾審議会、こちらは4名の議選委員でございます。それから、奨学生選考委員会、こちらはお二人でございます。それから都市計画審議会、こちらは5名の議選委員でございます。それから、公設青果地方卸売市場運営委員会、こちらはお二人でございます。それから公設水産地方卸売市場運営委員会、こちらもお二人でございます。それから、職員懲戒審査委員会、こちらはお一人の議選委員でございます。

○松田委員

今、議員の人数だけお聞きしたが、全部の委員が何人いて、その中の議員ということをお聞きしたのですけれども、それぞれの委員の総人数をお聞かせいただけますか。

○（総務）総務課長

失礼しました。まず、住宅行政審議会ですけれども、条例上、15名以内ということになってございます。それから、民生委員推薦会ですけれども、申しわけございません、こちらは人数を押さえてございませんでした。それから、保健所運営協議会ですけれども、こちらは25名以内ということになってございます。それから、地方港湾審議会ですけれども、こちらも済みません、総人数を押さえてございませんでした。それから、奨学生選考委員会ですが、こちらを押さえてございませんでした。それから、済みません、あとは押さえていなかったのですけれども、職員懲戒審査委員会につきましては委員5名となってございます。

○松田委員

そうしたら、後でお聞かせください。

あと、今9ある審議会の選任に当たって、法的位置づけのあるものとないものについて、お聞かせ願いたいと思います。

○（総務）総務課長

法的な位置づけの審議会でございますけれども、都市計画審議会、これは政令で議選の委員が決まっているということでございます。あとは特に決まってございません。

○松田委員

ほとんどが今、都市計画審議会以外のものについては法的位置づけがないというふうにお伺いしましたけれど、法的位置づけがなくても今後も議員が加わる必要があると考えられるものはどの審議会でしょうか。その理由につ

いてもお聞かせ願いたいと思います。

○（総務）総務課長

議会選出の委員が加えられている理由ということでございますけれども、それぞれの審議会で割合は異なると思うのですが、議員の有する市政への知見などが審議会に参画することを認知されていたのではないかとということで推察しております。

○松田委員

あと、念のためですけれども、都市計画審議会以外は法的位置づけがないけれど、知見を有するというで入れているということですが、念のために、法的位置づけがないし、今後は市議会議員が選任されなくてもよいと考えられるものはあるのかどうか、この点についてもお聞かせ願いたいと思います。また、理由についても伺いたします。

○（総務）総務課長

基本的には、議員の皆さんが委員として入っていなければならないということは特に規定もございませんので、今まで知見をいただいていたということでございますけれども、やはり私どもとしましては、行政実例の趣旨に基づきまして、特に議員の皆様については審議会委員からは外れていただくことが適当ではないかということで考えて、そのような御答弁を今までさせていただいたところでございます。現在、議会にも要望として、そのような趣旨で出しているということでございます。

○松田委員

なぜこのことを聞いたかという、今後もしかしたら、今の策定委員会にあるように、市議会議員が外されるのではないかという懸念があったものですから、お聞かせ願いました。

○齊藤委員

◎総合的な計画の策定等に関する条例案について

今の答弁は余りにも大ざっぱというか、ほとんど答弁になっていないのではないかと思いますので、今、松田委員から聞きました、いわゆる議会選出の委員がいる必要性のある審議会は九つある中でどれですかと聞いたのですが、それに対して全然お答えがなかったように思うのですが、もう一回お願いします。

○（総務）総務課長

都市計画審議会につきましては法令で義務づけをされていますので、それは必要だということで言えるかと思いますが、それ以外について必要だと思われるところということでございますが、それについては必要ではないということでもありませんし、条例上そのように議員の皆さんに委員になっていただくということでの規定はあるということでございます。

○齊藤委員

だから、そういう議論をしっかりやらないで、今回の総合計画審議会だけについてボンと出してくるからおかしい。そういう全体的な議論をきちんとして、整理をした上で出すべき話ではないかということを我々は言っているわけですよ。特出しというか、総合計画審議会のことについてだけ今ボンと出てきていますけれども、今議論したようなほかの審議会はどうなんだという議論が前段にないのですよ。それがあって初めてこれからの議論になるわけで、そこを全部すっ飛ばしてしまって、総合計画審議会だけどうだこうだという順序がそもそもおかしいですよ。それをまず言うておきます。

今回いろいろ、るる各委員からありましたので、多少とも重複する部分、観点があると思いますけれども、観点の違いもありますので、質問させていただきたいと思いますが、まず、今回提案されている条例案、自治基本条例第20条1項に基づく総合的な計画として構想と計画を策定するためのものでありまして、いわゆる策定条例と

いう位置づけでいいのかどうか、まず確認します。

○（総務）企画政策室品川主幹

御質問のとおり、自治基本条例第20条第1項に規定する総合的な計画、こちらの策定手続等に定める条例案でございます。

○斉藤委員

今回、第3条で、計画は基本構想及び基本計画といういわゆる2層構造で構成されているわけですね。従来の基本構想、基本計画、実施計画という3層をとらない理由は何ですか。

○（総務）企画政策室品川主幹

先ほどの佐々木委員に対する答弁の繰り返しになりますけれども、まず、3層から2層に変えた理由につきましては、市民にとってわかりやすい計画にすること。そして、社会情勢の変化や多様化する市民ニーズに柔軟にスピード感を持って対応できる計画とするために、次期総合計画は施策の展開方向や目標を示す機能を重視したシンプルな2層構造、これに再編することとしたものでございます。

なお、実施計画ですけれども、もともとは毎年度の予算編成の指針となるような、こういった財政計画的な機能、こういったものが期待されていたわけでございますが、こういったものが現状余り発揮できていないという状況もあって、また、各分野で個別計画がいろいろと策定されていると。そういったことで、一部機能の重複ですとか、そういったことがあるというものもございまして、基本方針の中では、実施計画を廃止するというのではなくて、まずシンプルな構造にしたいということもありましたので、基本計画をやや実施計画方向に機能を広げるということも想定してまして、2層に再編するという表現にさせていただいたところでございます。

○斉藤委員

従来の実施計画が余り十分な機能を果たしていなかったのではないかという若干の反省的なところもあったのですが、基本計画にいわゆる実施計画的な要素を取り入れて盛り込んでいくということは、具体的にどういう内容なのか。どういう作業をすることになるのか。そうすれば、そうしたことによって基本計画は実質的に、いわゆる実施計画的なことも兼ね合わせたような、先ほど、財政、予算編成の指針とかということも出てきていましたけども、そういう実質的に機能するようになるのか。それと、もう1点は、実質的に機能するということは、さらに具体的に言えば、どういう働きを基本計画が持つということになるのか。3点、お聞きしたいと思います。

○（総務）企画政策室品川主幹

まず1点目、作業というよりも、基本計画に実施計画的な要素をとる部分の内容ということで、お答えをさせていただきます。

基本計画の内容というものも、これから中身を検討していくことになるのですけれども、具体的な今のところの想定ですが、まずは、一言で言いますと、基本計画にもう少し具体性、今までよりも具体的な記述内容にしていくようなことを想定しておりまして、それはどういうことかといいますと、今の施策の区分よりも細分化していくですとか、または、施策の内容を示す文言を文章という形にするのか、もう少し簡潔な形にするのか、これはまた検討課題ですけれども、もう少し具体性を持たせた記述にしていくですとか、あとは、現在の基本計画にも主要な事業ということで何本か搭載していますけれども、そういったものを、主要な事業の搭載数をふやしていくですとか、そういったことを想定しております。

そして、基本計画をそうすることで実施計画的なものにしていくのかということでございますけれども、今の実施計画には5年間の予算額というものも記載してございますが、そもそも、先ほど申し上げた、本来求められる予算編成の指針となるような機能を発揮できていないという部分の意味としましては、やはり、財政の見通しがなかなか立てにくいという状況もありますし、社会情勢の変化が早くて、それに機動的に対応していかなければならないということもございますので、現状の実施計画の記載内容、これをそのまま基本計画に統合するところま

では少し難しいのかなと思っております。現在の基本計画をベースにもう少し具体性を持たせるというような方向で考えてございます。

どういう働きかという 3 点目、済みません、順番が逆になってしまいました。どういう働きを持たせるか、どういう働きをするのかということでございますけれども、より具体性を持たせていくという部分のほかにも、施策の進捗状況をはかるための物差しとなる成果指標、こういったものを充実させていきたいと考えておりますので、より成果を重視した目標管理型の市政運営、これを推進できるようになるというところ、そういった効果を目指しているところでございます。

○斉藤委員

3 層から 2 層になるというか、3 層から 2.5 層ぐらいみたいなイメージかなというふうに捉えさせていただきました。

それで、今回の条例案で、第 13 条以下で策定手続等ということで定めがあります。審議会への諮問は、基本構想、基本計画の策定について、議会の議決は答申を受けた基本構想のみになると。基本計画については、答申を受けたら速やかに公表するというだけでいいと。基本計画を議決事項と今回はしなかったわけですがけれども、その理由についてお示しをいただきたい。

○（総務）企画政策室品川主幹

基本計画ですけれども、基本計画に基づいて施策を体系化しまして、その進捗状況をはかる成果指標などを示すことで、業務、市政の効率性ですとか成果を向上させようとする、行政の実務的な計画とするということを目指しておりますので、手続としましては、審議会に諮って有識者の意見も聞いた上で、執行機関側の責任において定めるということがまず妥当だと考えたものでございます。

そして、例えば、内容につきましても、先ほど申し上げたとおり、具体性を持たせるということもありましたので、こういった実務的な部分については、その時々の方情勢に応じて柔軟に見直していくということも考えられますので、そういったときに常に議決が必要になるのかということになりますと、スピード感が損なわれるということもございますので、その辺はあくまで執行側の責任において定める計画ということにさせていただきたいということでございます。

○斉藤委員

一方、今回、第 6 条で、審議会の委員に従来は入っていた市議会議員が除かれるということですが、先ほどもいろいろ各委員からありましたように、他の審議会における市議会議員の位置についても、まだ、先ほどありましたけれども、十分な議論も全くありません。また、議会における意見調整も調っていない。こういう状況の中で、総合計画審議会という特に重要な審議会において市議を除くという判断に至った、前から何回も言われていますけれども、もう一度そういう判断に至った理由というところで御答弁いただきたい。

○（総務）企画政策室品川主幹

先ほどの答弁と重なりますけれども、まず、確かに行政実例の考え方自体は古いものでございますが、本市におきましては、平成 26 年の第 3 次一括法、それで、一部の附属機関から議員の法律上の資格要件がなくなったということで、そういったことがあったことが一つの契機となりました。また、改めて考え直したところ、やはり、行政実例の取り扱いに沿った原則論に立つべきではないかという考えに至ったことがまず 1 点です。

2 点目につきましては、確かに要望事項を出して、その議会での議論経過、回答もまだない中ということでございますけれども、2 点目の理由としましては、そういった議論がなされていないということは重々承知しているところではございますが、やはり、総合計画策定のスケジュールというものがございまして、今回、このような形で提案させていただいたというところでございます。

○齊藤委員

全体的な各審議会という議論はさておいても、先ほど示したように、基本計画は議会の議決を要しないのですよ。審議会の答申を受けて策定される。審議会から市議会議員が除かれた場合、議会では、基本計画そのものについてはおおよその質問はできますよ。おおよそ質問ができるとしても、議決事項ではないですから、精密な質疑が議会の場で行われることはできないということになります。また、本市のこれからの10年間を左右する重要な計画について、議会の意思を示すためには、基本計画も議会の議決事項とするべきですよ。特別委員会とかも設置して踏み込んだ議論をする、行えるようにする、そういう考え方があってしかるべきです、本来は。もしそうでないとすれば、逆に審議会に議会意思をしっかり代表できるような形の市議会議員を加えると。除くのではなくて加えて、基本計画の策定段階から市議会の意向というものが反映できるような、そういう仕組みをつくらなければならないのですよ。どちらかにするべきですよ。これをいいかげんにといいますか、審議会から議員は除くけれども、それに対応する、じゃあ、基本計画に対する審議の場をどのように担保するかというのはどうでもいいという話にはならないわけですよ。その部分はどうか考えるのかということをお示しいただきたい。

○（総務）企画政策室品川主幹

基本計画部分への議会の関与をどのように担保するのかということでございますけれども、第1回定例会のときの答弁の繰り返しになってしまいますけれども、こちらとしましては、確かに、基本計画を議決事件にしたり、特別委員会を設置して審議したりといったことですか、また、審議会に加わって策定段階から関与するといった方法も一つの考え方であるかと思います。実際、そのようにしている他の町もございます。ですが、第1回定例会からの繰り返しになりますけれども、こちらとしましては、例えば、素案の報告ですとか、あとは、それ以外にも小まめに進捗状況を報告していくことで十分な議会の議論が踏られる、御意見がいただけるというふうに考えておりますので、おっしゃられたような方法はこちらとしては考えていないというところでございます。

○齊藤委員

それが不十分だから言っているのですよ。審議会に議員が入っていくという場合もあるという、その場合ですけれども、先ほど自民党からもありましたが、要は、今まで従来どおりの市議会議員の加わり方というのではなくて、議員個々の意向を反映させるというような話ではなくて、全体としての議会の意向が反映できる、いわゆる議長、副議長、あるいは、先ほどありましたけど、常任委員会の委員長、そういったある意味議会意思を代表するような形の議員を特定して審議会に入っていく、加えるというようなことが必要だというふうに思いますけれども、この辺のお考えを伺いたいと思います。

○（総務）企画政策室品川主幹

先ほどの濱本委員の御質問に対する答弁でも申し上げさせていただきましたけれども、確かにそのような手法をとっている自治体、都市もございます。しかし、こちらとしましては、また繰り返しになりますけれども、そもそもやはり議員の皆様におかれましては議会の場で議論していただきたいということもございまして、条例の文言としまして、単に市議会議員という形にするのか、または、もっと具体性を持たせた文言にするのかといったことは、こちらとしましては考えていないというところでございます。

○齊藤委員

これも繰り返してみたいになりますけれども、先ほどもありましたが、あえてもう一度、これは市長にお聞きしたいと思いますけれども、今私が申し上げたような以上の議論を踏まえて、今回の議案第24号を一旦取り下げると。そして、しっかり我々の今言ったような議論を踏まえて修正した案を出し直すという用意、考え方があるのかどうか、市長に確認をしておきたいと思います。もしそれが無いのであれば、我々議会としても、また違う考え方をしなければならないということですので、そこをしっかりと市長に確認しておきたいと思います。

○市長

今までも担当からる説明をさせていただいたところでございますけれども、やはり、議会というチェック機能を果たす議決機関と、市である執行機関、その分立の趣旨にのっとり、議員は議会の場でその役割を果たすべきだという原則論、そこに立ち返るべきではないかということを、今までも担当から説明させていただいているところでございます。そのことをうたわれている内容としては行政実例ということでお示しさせていただいておりますけれども、やはり、議会の皆様には執行機関に対して客観的な視点でチェックをされ、最終的に議決の判断をされるものと考えておりますので、執行している状況に対して、客観性、そして、それを議会の場で御指摘、御提言、または、改善策等に取り組める場が、やはり正式な場でありますので、今このように提案させていただいている内容で、私たちは原則どおり可決をお願いしたいということでございます。その原則論自体は、今までも何度もお話をさせていただいておりますけれども、やはり、それを行うことによって、本来の議会機能、それが私としてはよりよい環境になっていくのではないかというふうに思っておりますので、ぜひこのとおりのままで、原案どおりで可決をお願いしたいなと考えているところでございます。

○斉藤委員

市長としては、みずから我々の議論を踏まえて修正する考えはないと、これを確認させていただきます。

○委員長

公明党の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、本日はこれをもって散会いたします。